

ひとり親世帯への臨時特別給付金の再支給について

7月特別市会において議決いただいたひとり親世帯臨時特別給付金（以下「給付金」という。）の支給事業については、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大を受け、国の予備費の使用により再支給を行うことが12月11日に閣議決定されました。本市においては、再支給の目的に鑑み、年内に支給するため、これに先立ち11月市会で補正予算を議決いただいたところです。

給付金の再支給については、年内の支給に向けて事務処理を進めておりますので、現時点での進捗状況について御報告いたします。

1 再支給の概要（別紙1）

(1) 対象者

7月補正の給付金の基本給付が支給される方

基本給付の支給対象者	対象者数
① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方	約 13,000 世帯
② 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止となる方で、平成30年中の収入が、児童扶養手当水準となる方等	
③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変する等、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方	

(2) 支給金額

1世帯5万円。第2子以降1人につき3万円を加算（7月補正の基本給付分と同額）

(3) 支給予定日、支給方法

ア 令和2年12月11日時点で基本給付が支給済又は申請中の方

支給予定日：令和2年12月25日（金）

基本給付の支給口座に振り込みます（申請不要）。

対象となる11,832世帯には、12月17日付で案内（別紙2）を送付済

<対象となる世帯の内訳（令和2年12月17日時点）>

	支給予定世帯数	支給予定金額
令和2年6月分児童扶養手当受給者	11,170 世帯	728,930 千円
公的年金等受給による児童扶養手当支給停止者	264 世帯	17,430 千円
新型コロナウイルス感染症による家計急変者	398 世帯	26,590 千円
計	11,832 世帯	772,950 千円

- イ 令和2年12月11日以降に基本給付の申請を行う方（申請期限：令和3年2月28日消印有効）
申請があった月の翌月末までに支給
(1)の②，③のいずれかに該当する場合，申請いただくことで，基本給付分と併せて再支給分を振り込みます。

<参考>

令和2年12月11日以降の申請件数：17件（令和2年12月17日時点）

2 未申請の方への周知広報

給付金については，市民しんぶんやホームページ，フリーペーパーへの各種広報媒体への掲載と，市内ハローワークや年金事務所等，関係各所への周知チラシ（別紙3）の配架を行い，周知広報に努めてきました。

今後も，ひとり親世帯の相談窓口である区役所・支所子どもはぐくみ室において，来庁者への周知に努めるとともに，京都市ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」と連携して申請勧奨を行うなど，引き続き効果的に広報できるよう取り組んでまいります。

低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金（基本給付の再支給）について（案）

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、臨時特別給付金の支給を実施しているところ。
- ひとり親家庭は、非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、元々経済的基盤が弱く厳しい状況にある中で、その生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、年末年始に向け、予備費を活用して、給付金の基本給付（2次補正分）の支給対象者に対して、再度、同様の基本給付（再支給分）の支給を実施。

1. 対象者

以下のいずれかに該当し、基本給付（2次補正分）の支給を受けた者（申請不要）

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- ② 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。）
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

※ 令和2年12月11日時点では基本給付（2次補正分）の申請を行っていない者についても、基本給付（再支給分）を併せて申請することにより支給。

2. 給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
（基本給付（2次補正分）に同じ。）

3. 実施主体

都道府県、市（特別区を含む。）及び
福祉事務所設置町村

6. スケジュール

支給を年内を目処に実施

4. 費用

全額国庫負担（10/10）
※事務費についても全額国庫負担

5. 予算

令和2年度予備費を活用
※母子家庭等対策総合支援事業

ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を再支給します！

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親世帯の方は依然として厳しい状況にあることから、ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付分）を再支給します。

1. 支給対象者

既にひとり親世帯臨時特別給付金を受給された方

※ 前回受給後、婚姻等により、ひとり親世帯でなくなった方についても再支給の対象となります。

2. 支給方法

申請不要です。

前回、ひとり親世帯臨時特別給付金の振込を行った口座に振り込みます。

ただし、既に口座を解約されていたり、口座名義が変更になっている場合等、新たに口座登録等が必要な場合は届出が必要となります。詳しくは裏面をご覧ください。

3. 支給金額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を加算した金額

※ 前回支給したひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付分）と同じ金額です（子どもの増減があった場合でも前回と同じ金額です。）。

※ 追加給付分の再支給はありません。

4. 支給時期

令和2年12月末までに支給する予定です。

通帳には、前回と同様に「キョウトシ ヒトリオヤキョウフ」と印字されます。（振込通知等を行いません。また、新たに口座登録等をされる場合、その届出以降の支給となるため、1月中旬以降になります。）

※ 前回受給後、京都市から転出された方についても、京都市から支給を行います。

口座を解約されている場合等

前回のひとり親世帯臨時特別給付金を支給した口座を解約されていたり、口座名義が変更になっている場合等は、速やかに「支給口座登録等の届出書」をご提出ください。

なお、その届出以降の支給となるため、1月中旬以降となりますのでご了承ください。

また、令和3年2月28日までに提出がない場合、ひとり親世帯臨時特別給付金が支給されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

《「支給口座登録等の届出書」の提出方法》

以下のホームページから様式をダウンロードし印刷のうえ、下記のひとり親世帯臨時特別給付金 専用窓口へ郵送してください。

検索ワード「京都市ひとり親世帯臨時特別給付金」

アドレス <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000271471.html>

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、**郵送により提出してください。**

ひとり親世帯臨時特別給付金 専用窓口

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 京都市役所北庁舎 8 階

電話：(075) 222-4310 FAX：(075) 354-5189

受付時間 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始(12/29~1/3)を除く)

「ひとり親世帯臨時特別給付金」に関する振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

ご自宅などに京都市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに最寄りの警察へご相談ください。

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

給付金は「基本給付」と「追加給付」があり、以下の要件を満たす方が対象となります。

1. 「基本給付」について

対象者

以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ② 公的年金給付等^{※1}を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方^{※2}（平成30年中の収入(所得)が児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。）
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変^{※3}し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方



※1 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などを言います。

※2 児童扶養手当の申請をしていない方でも、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方を含みます。

※3 「新型コロナウイルス感染症の影響」とは、実際に感染したことによる影響のほか、学校等の休業、イベント開催又は外出等の自粛要請、入国制限による影響など、直接的・間接的な影響を含んでいることを言います。また、「家計が急変」とは、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少を言います。

支給額

1世帯5万円 + 第2子以降1人につき3万円を加算した額

2. 「追加給付」について

対象者

基本給付対象者の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した方

※ 「収入が大きく減少した」については、ご家庭によって、減少した収入が家計に及ぼす影響の大きさが異なるため、一律の基準はありません。また、新型コロナウイルス感染症の影響で内定が取り消された、求職活動に影響があった等、新型コロナウイルス感染症の影響が無ければ得られていたはずの収入が得られなかった場合も対象となります。

※ 生活保護を受給されている方については、収入が減少した場合は生活保護費で補填されるため、追加給付の支給対象にはなりません。万が一、追加給付を生活保護受給中に受け取られた場合、生活保護において収入として認定されますので、必ず担当の生活保護ケースワーカーに収入を申告してください。

支給額

1世帯5万円 ※第2子以降の加算はありません。

(裏面もご確認ください。)

申請方法等について

給付金の申請方法等の詳細については、京都市の「ひとり親世帯臨時特別給付金」のホームページをご確認ください。

■ 検索ワード「京都市ひとり親世帯臨時特別給付金」

■ アドレス <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000271471.html>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送による申請にご協力ください。
申請書等の提出書類については、上記のホームページからダウンロードしてください。

1. 「基本給付」について

○ 対象者の①に該当する方 ⇒ **申請不要です。**

※ 受給を希望されない場合は、上記ホームページに掲載している「給付金受給拒否の届出書」をご提出いただく必要があります。

※ 原則、令和2年6月分の児童扶養手当を支給する口座に振り込みます。

○ 対象者の②または③に該当する方 ⇒ **申請が必要です。**

※ 対象者の②に該当しない方であっても③に該当する場合は、申請いただくことが可能です。その際、②と③でご提出いただく書類が異なりますのでご注意ください。

※ 申請者と生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は、その方の収入等も含めて審査を行います。

提出書類については、上記「ひとり親世帯臨時特別給付金」のホームページをご確認ください。

2. 「追加給付」について

対象者の①又は②に該当する方で支給要件に該当する方 ⇒ **申請が必要です。**

<提出書類>

ひとり親世帯臨時特別給付金申請書(請求書)【追加給付】

※ 収入額等が分かる書類の提出は不要ですが、申請日から5年間は、申請内容に疑義が生じた等の場合に、収入が減少したことを示す書類の提示又は提出を求めることがあるため、求められた場合に当該書類を提示(又は提出)できるようにしておいてください。

受付期間

令和2年8月3日(月) から 令和3年2月28日(日) まで(消印有効)

※ 令和3年2月28日までに申請が行われなかった場合は、給付金を支給できませんのでご注意ください。

お問い合わせ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所北庁舎8階

電話：(075)222-4310 FAX：(075)354-5189

受付時間 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

「ひとり親世帯臨時特別給付金」に関する振り込み詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。ご自宅などに京都市から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに最寄りの警察へご相談ください。

